

## 巻末資料

### 吹田市地域福祉計画推進委員会名簿

平成 30 年（2018 年）12 月 1 日現在

◎委員長 ○副委員長

（敬称略）

	氏 名	役 職 等
1号委員 （学識経験者）	◎岡田 忠克	関西大学人間健康学部人間健康学科 教授
	○松木 宏史	滋賀短期大学 幼児教育保育学科 准教授
2号委員 （市内の社会福祉を目的とする団体若しくは事業者又は公共的団体の代表者）	岩井 深之	吹田市社会福祉協議会施設連絡会 副会長
	中谷 恵子	大阪府市町村ボランティア連絡会 会長
		吹田市ボランティア連絡会 副会長
	鈴木 慎一郎	吹田市障がい者等居宅介護等事業所連絡会 会長
	入江 政治	吹田市民生・児童委員協議会 副会長
	栗田 智代	吹田市社会福祉協議会 副会長
山本 智光	吹田市介護保険事業者連絡会	
3号委員 （関係行政機関の職員）	田村 栄次	大阪府吹田子ども家庭センター企画調整課総括主査
	中條 憲孝	大阪府吹田保健所 地域保健課長
4号委員 （市民）	森戸 秀次	市民委員
	大槻 剛康	市民委員
	小笠原 尚代	市民委員
	山本 真弓	市民委員

※任期は平成 30 年（2018 年）4 月 1 日から平成 32 年（2020 年）3 月 31 日まで。

### 吹田市地域福祉計画推進委員会開催状況

	開 催 日	主な議事内容	
平成 30 年度 （2018 年度）	第 1 回	7 月 25 日（水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役員選出（委員長及び副委員長）</li> <li>・地域福祉計画 重点課題の進捗状況について</li> <li>・地域福祉計画 中間報告書の作成について</li> </ul>
	第 2 回	11 月 7 日（水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉計画 重点課題の進捗状況について</li> <li>・地域福祉計画 中間報告書の作成について</li> <li>・地域福祉計画に関わる事業の行政評価・市民評価について</li> </ul>
	第 3 回	2 月中旬～ 下旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉計画 重点課題の進捗状況について</li> <li>・地域福祉計画 中間報告書の作成について</li> <li>・地域福祉計画に関わる事業の市民評価について</li> </ul>

## 吹田市地域福祉計画推進委員会規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和32年吹田市条例第302号）第3条の規定に基づき、吹田市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

### (任務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、地域福祉計画の策定その他地域福祉の推進について調査審議し、答申するものとする。

2 委員会は、地域福祉計画の策定その他地域福祉の推進について、市長に意見を述べることができる。

### (組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 市内の社会福祉を目的とする団体若しくは事業者又は公共的団体の代表者

(3) 関係行政機関の職員

(4) 市民

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (部会)

第6条 委員会に、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員会の意見を聴いて委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから、委員会の意見を聴いて委員長が指名する。

4 部会長は、当該部会の会務を掌理し、当該部会における調査審議の状況及び結果を委員会に報告する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

6 部会の運営については、前条の規定を準用する。

(意見の聴取等)

第7条 委員会及び部会は、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部福祉総務課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の意見を聴いて委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第3項本文の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

3 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

## 吹田市地域福祉計画庁内推進委員会を構成する部室課

平成 30 年（2018 年）4 月 1 日現在

部	室・課
総務部	危機管理室
	広報課
行政経営部	企画財政室
税務部	税制課
市民部	人権平和室
	男女共同参画室
	市民自治推進室
都市魅力部	地域経済振興室
	文化スポーツ推進室
児童部	子育て支援課
	子育て給付課
	家庭児童相談課
	保育幼稚園室
福祉部	福祉総務課
	総合福祉会館
	内本町地域保健福祉センター
	亥の子谷地域保健福祉センター
	千里ニュータウン地域保健福祉セ
	生活福祉室
	福祉指導監査室
	高齢福祉室
障がい福祉室	
健康医療部	地域医療推進室
	国民健康保険室
	保健センター
環境部	環境政策室（事業課）
都市計画部	住宅政策室
土木部	総務交通室
下水道部	下水道経営室
消防本部	総務予防室
水道部	総務室
学校教育部	学務課
	指導室
地域教育部	まなびの支援課
	青少年室
	放課後子ども育成課

## 吹田市地域福祉計画庁内推進委員会開催状況

開 催 日		主な議事内容	
平成 28 年度 (2016 年度)	第 1 回	10 月 31 日 (月)	・ 第 3 次吹田市地域福祉計画について
平成 30 年度 (2018 年度)	第 2 回	7 月 6 日 (金)	・ 第 3 次吹田市地域福祉計画について ・ 地域福祉計画 中間報告について (行政評価・市民評価)

## 吹田市地域福祉計画庁内推進委員会設置要領

(設置)

第1条 吹田市地域福祉計画を総合的かつ計画的に推進するため、吹田市地域福祉計画庁内推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 関係部局間の総合調整に関すること
- (2) 計画の進捗管理に関すること
- (3) その他、総合的な地域福祉の推進に必要と認められる事項の検討及び連絡調整

(組織)

委員会は、別表に掲げる関連部局から推薦された課長級以上の職にある者をもって構成する。

2 委員会に委員長を置き、福祉部次長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(作業部会)

第5条 委員会の運営を円滑に進めるため、委員会に、必要な調査・研究等を行う組織として、作業部会を置くことができる。

(意見の聴取等)

委員会及び作業部会は、必要に応じ委員以外の者に、出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

委員会の庶務は、福祉部福祉総務課において処理する。

(委任)

この要領に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は委員会の意見を聴いて委員長が定める。

附 則

この要領は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年9月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

### 第3次吹田市地域福祉計画推進委員会名簿（H28.4.1～H30.3.31）

◎委員長 ○委員長職務代理者

（敬称略）

		氏名	役職等
1号委員 （学識経験者）	◎加納 恵子	関西大学 社会学部 教授	
	○松木 宏史	滋賀短期大学 幼児教育保育学科 准教授	
2号委員 （市内の社会福祉を目的とする団体若しくは事業者又は公共的団体の代表者）	中塚 尚	吹南地区連合自治会 会長	
	岩井 深之	吹田市社会福祉協議会施設連絡会 副会長	
	中谷 恵子	大阪府市町村ボランティア連絡会 会長	
		吹田市ボランティア連絡会 副会長	
	鈴木 慎一郎	吹田市障がい者等居宅介護等事業所連絡会 会長	
	入江 政治	吹田市民生・児童委員協議会 副会長	
	栗田 智代	吹田市社会福祉協議会 副会長	
山本 智光	吹田市介護保険事業者連絡会		
3号委員 （関係行政機関の職員）	伊藤 麻美	大阪府吹田子ども家庭センター企画調整課総括主査	
	門田 繁夫(H28.4.1～H29.3.31)	大阪府吹田保健所 地域保健課長	
	中條 憲孝(H29.4.1～H30.3.31)		
4号委員 （市民）	殿村 壽敏	市民委員	
	苗村 學	市民委員	
	森戸 秀次	市民委員	
	吉岡 梯子	市民委員	

### 第3次吹田市地域福祉計画推進委員会開催状況

		開催日	主な議事内容
平成28年度 （2016年度）	第1回	7月15日(金)	・役員選出（委員長及び委員長職務代理者） ・第3次吹田市地域福祉計画の推進について ・地域福祉市民フォーラムについて
	第2回	12月16日(金)	・地域福祉推進の取組について ・第3次吹田市地域福祉計画に関連する事業について
平成29年度 （2017年度）	第3回	7月5日(水)	・重点課題の進捗状況について ・中間報告（行政評価・市民評価）の評価手法について
	第4回	1月26日(金)	・第3次吹田市地域福祉計画の取組について ・中間報告（行政評価・市民評価）の評価手法について ・第3次吹田市地域福祉計画に関する事業の概要と十世紀について



## 第3次吹田市地域福祉計画に関わる事業の行政評価について

### 1 目的

第3次吹田市地域福祉計画の目標及び施策の推進がどの程度達成されているかを確認し、現在進めている事業等の内容について適宜検討を行うために行政評価を実施している。

### 2 評価年度

平成29年度（2017年度）とする。

### 3 評価指標

評価指標	点数	内容
A	4点	計画通りに達成している
B	3点	おおむね計画通りに達成している
C	2点	事業内容や進め方等について見直しが必要
D	1点	事業内容や進め方等について抜本的な見直しが必要

### 4 評価実施者

36室課及び社会福祉法人 吹田市社会福祉協議会

総務部 危機管理室

行政経営部 資産経営室

市民部 市民総務室、人権平和室、市民自治推進室

都市魅力部 地域経済振興室、文化スポーツ推進室

児童部 子育て支援課、子育て給付課、家庭児童相談課、のびのび子育てプラザ、保育幼稚園室、こども発達支援センター（地域支援センター）

福祉部 福祉総務課、生活福祉室、福祉指導監査室、高齢福祉室、障がい福祉室、

健康医療部 地域医療推進室、休日急病診療所、国民健康保険室、保健センター、北大阪健康医療都市推進室

都市計画部 開発審査室、住宅政策室

土木部 総務交通室、道路室

学校教育部 学務課、指導室

地域教育部 まなびの支援課、中央図書館、青少年室、放課後子ども育成課

水道部 水道部総務室、水道部工務室

社協 社会福祉協議会

## 5 評価結果

### (1) 第3次吹田市地域福祉計画 各柱の評価結果一覧

施策の柱		評価結果(点)	特筆すべき事項
1	公民協働による地域福祉活動の推進	3.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策基本法の改正により、新たに各地区と協定を結び直す必要になった。平成29年度時点で協定書を5地区と締結し、災害時要援護者支援の推進を図った。</li> <li>・福祉団体の活動に関する大学生のインターンシップを受け入れることで若年層への福祉課活動への理解と担い手づくりの推進を図った。</li> <li>・高次脳機能障がい家族交流会や集いの場交流会等各種団体間では意見交流が行える会議・懇談会等を開催した。</li> </ul>
2	福祉サービスを利用しやすい仕組みづくりと総合的支援のネットワーク	3.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就業支援専門員を配置し、職業能力の向上や求職活動等就業についての相談を実施した。</li> <li>・吹田市地域自立支援協議会の精神障がい者支援部会を立ち上げ、関係機関の連携による総合的な支援体制の整備を図った。</li> </ul>
3	地域福祉活動推進の基盤整備	3.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商業施設等でCSWのPRを行ったほか、CSWの研修会に計画的に受講し、スキルアップに努めた。</li> </ul>
4	福祉・保健・医療制度の充実	3.4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域自立支援協議会当事者部会が発足し、意見交流や社会活動に参加できる環境づくりを図った。</li> <li>・一時的に家庭での保育が困難となる場合に、豊一児童センター内の保育室で児童を一時的に預かりを実施した。</li> <li>・就労体験先や就労先を増やし支援者の状況に応じた支援を行うことで生活困窮者への支援を図った。</li> <li>・4市2町で共同で運営することで、小児の一次救急を安定的に確保することに努めた。</li> </ul>
5	地域福祉に関連する施策の推進	3.3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひろばde体操の運営者の養成講座の内容を見直し、より実践的な内容に変更した。また、これまでの公園での実施だけではなく、商業施設でも実施に至った。</li> </ul>

## (2) 第3次吹田市地域福祉計画 具体的な施策の評価結果一覧

具体的な施策		評価結果(点)
1	お互いに顔の見える関係づくり～地域住民間の交流の促進～	3.3
2	地域福祉にふれられる学習機会の充実～人権意識、福祉意識の向上～	3.3
3	福祉活動の担い手づくり～地域福祉活動への参加の促進～	3.2
4	災害の備える支え合いの仕組みづくり～災害時要援護者への支援～	3.0
5	地域で活動する諸団体への支援	3.2
6	みんなの居場所づくり	2.5
7	安全対策(防災・防犯)の充実	3.8
8	意思が尊重され自分らしく暮らすために～権利擁護の推進と人権に関わる暴力の防止～	3.4
9	相談支援体制の充実	3.6
10	関係機関の連携による総合的な支援体制の整備	3.5
11	コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の機能の充実	3.0
12	ボランティア、NPO活動の支援拠点の充実	3.5
13	交流の場、活動拠点の整備	3.0
14	地域福祉活動への財政支援	3.0
15	地域福祉活動を進めるための情報発信、福祉サービス利用に伴う情報提供の充実	3.0
16	高齢者に関する支援の充実	2.9
17	障がいのある人に関する支援の充実	3.4
18	子どもに関する支援の充実	3.5
19	生活困窮者への支援の充実	3.7
20	保健活動・医療体制の充実	3.6
21	福祉サービスの質の確保	3.5
22	安心してサービスを利用できるための経済的支援の充実	3.5
23	安心・安全な住まいの充実	4.0
24	安全でバリアのない交通環境・まちづくり	3.0
25	生涯学習・生涯スポーツの振興	3.3
26	働く場所と働きやすい環境づくり	3.0
27	地域に密着した商業振興	3.0

## 第3次吹田市地域福祉計画に関わる事業の市民評価について

### 1 目的

第3次吹田市地域福祉計画の目標及び施策の推進がどの程度達成されているかを確認し、現在進めている事業等の内容について適宜検討を行うために市民評価を実施している。

### 2 評価年度

平成29年度（2017年度）とする。

### 3 評価指標

評価指標	点数	内容
A	4点	計画通りに達成している
B	3点	おおむね計画通りに達成している
C	2点	事業内容や進め方等について見直しが必要
D	1点	事業内容や進め方等について抜本的な見直しが必要

### 4 評価実施者

吹田市地域福祉計画推進委員会委員	14名
吹田市民生・児童委員協議会地区委員長及び主任児童委員代表 (委員長が指名した物を含む)	23名
地区福祉委員会委員長 (委員長が指名した物を含む)	32名
計	69名

5 評価結果

(1) 第3次吹田市地域福祉計画 各柱の評価結果一覧

施策の柱		評価結果(点)	主な意見
1	公民協働による地域福祉活動の推進	3.2	
2	福祉サービスを利用しやすい仕組みづくりと総合的支援のネットワーク	3.4	
3	地域福祉活動推進の基盤整備	3.1	
4	福祉・保健・医療制度の充実	3.4	
5	地域福祉に関連する施策の推進	3.3	

総括の抜粋

--